

遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 事業に関する手続（第8条－第12条）
- 第3章 審議会（第13条－第17条）
- 第4章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、遠野の美しく広大な自然環境、歴史的な建造物その他の景観資源の保全と急速に普及が進む再生可能エネルギーの活用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、遠野の地理的条件や地域特性を生かした再生可能エネルギーに関する事業を推進しつつ、永遠の日本のふるさと遠野として守り続けてきた景観資源を保全し、将来の世代に継承することを目的とする。

（基本理念）

第2条 遠野の風土が育んできた美しく広大な自然環境、歴史的な建造物その他の景観資源は、市民共通のかけがえのない資産であることにかんがみ、現在及び将来の市民がその恩恵を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

2 再生可能エネルギー設備の設置及びその利用に当たっては、地域住民の意向を尊重するとともに、地域の景観資源の保全と調和し、かつ、当該設備の持続的な利用が図られるよう十分に配慮されなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 再生可能エネルギー設備を用いて再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他の永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。以下同じ。）を変換して得られる電気又は熱をいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギー源を電気又は熱に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (3) 事業者 市の区域において、再生可能エネルギー設備を設置する事業（以下「事業」という。）を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う区域をいう。

（適用事業）

第4条 この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートルを超える事業に適用する。

2 既に施行されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の面積を合計した面積を一の事業区域の面積として、前項の規定を適用する。

（市の責務）

第5条 市は、第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、再生可能エネルギーの活用に関する基本的な方針を定め、これに基づく施策の計画的な実施を推進するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業を行うときは、基本理念にのっとり、景観資源の保全との調和に十分な配慮をするとともに、事業区域周辺の住民の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

2 事業者は、市に対して、再生可能エネルギー設備の活用による地域の活性化に資する取組に関して提案を行い、その実現に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、地域における景観資源に関して理解を深め、その保全に努めるものとする。

2 市民は、地域に適した再生可能エネルギーの導入により、再生可能エネルギーの普及を推進し、地域の活性化に努めるものとする。

第2章 事業に関する手続

(事業の届出)

第8条 事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、当該事業に着手する30日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 事業区域の位置及び面積

(3) 再生可能エネルギー設備の設計又は施行方法

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出の内容について、あらかじめ市長に協議するものとする。

(指導、助言又は勧告)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観資源の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定により勧告しようとするときは、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項に規定する指導、助言又は勧告を受けた者は、当該指導、助言又は勧告に基づいてとった措置について、市長に報告しなければならない。

(公表)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 事業を行おうとする者が、正当な理由がなく、第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第8条第1項の規定による届出をした者が、正当な理由がなく、同条第2項の規定によ

る届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えるとともに、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会の意見を聴かなければならない。

(完了等の届出)

第11条 第8条第1項の届出をした者は、当該届出に係る事業を完了し、休止し、廃止し、又は再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業状況の確認)

第12条 市長は、前条に規定する届出があったときは、当該事業の実施状況の確認を行うものとする。

第3章 審議会

(設置)

第13条 市長の諮問に応じ、景観資源の保全及び再生可能エネルギーの活用に関する重要事項について調査し、及び審議するため、遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第14条 審議会は、委員12人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 景観形成の分野に関する団体の職員
- (3) 再生可能エネルギーの分野に関する団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第15条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。